

松江市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、難聴の程度が軽度・中等度の者(以下「難聴者」という。)に対し、予算の範囲内において、補聴器の購入に要する費用(以下「補聴器購入費」という。)を助成することにより、日常生活上のコミュニケーション能力及び生活の質の向上を図り、もって難聴者の就学や就労、認知症予防等を促すことによって、地域共生社会の実現の一助となることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補聴器 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)別表第1機械器具の項第73号に掲げる補聴器をいう。
- (2) 専門医 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医をいう。
- (3) 認定補聴器専門店 補聴器に係る販売事業が、公益財団法人テクノエイド協会が定める「認定補聴器専門店業務運営基準(平成19年8月31日制定)」に適合していると認定され、当該協会の認定補聴器専門店登録簿に登録されている補聴器販売店をいう。

(助成対象者)

第3条 難聴者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 申請年度の4月1日時点で18歳以上の者、かつ申請日時点で65歳未満の者
- (3) 住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する者(ただし、住民税非課税世帯とは、第6条の申請日が4月から6月までの場合は前年度の住民税、7月から翌年3月までの場合は、当年度の住民税が非課税の場合をいうものとする)
- (4) いずれかの耳若しくは両耳の聴力レベルが30デシベル以上であり、かつ専門医が補聴器の装用を必要と認めた者
- (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者(聴覚機能の障がいに係るものに限る。)ではないこと。
- (6) 他の法令等の制度による補聴器の購入に対する補助又は支給等が受けられないこと
- (7) 過去に当該助成金による給付を受けていないこと

(助成対象費用)

第4条 本事業による助成の対象は、補聴器及び同時に購入しようとするイヤーマールドの購

入費用とする。

2 次のいずれかの号に該当するものは、本事業の助成対象としない。

- (1) 集音器、助聴器、又は補聴器付属品のみの購入費用
- (2) 購入額が 50,000 円未満の補聴器（付属品を含む。）の購入費用
- (3) 補聴器の修理又は電池交換を行う費用
- (4) 検査費用、意見書作成費用
- (5) 認定補聴器専門店以外で購入する補聴器の購入費用
- (6) 本事業の交付決定前に購入した補聴器の購入費用

（助成の額）

第 5 条 助成金の交付額は、1 件につき 25,000 円とする。

（申請手続）

第 6 条 助成を受けようとする対象者は、別記様式第 1 号による申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 専門医が作成した別記様式第 2 号による意見書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、別記様式第 3 号により決定（却下）通知書により、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入）

第 8 条 前条の規定による助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに認定補聴器専門店に交付決定通知書を提示の上、同認定補聴器専門店から補聴器を購入するものとし、購入費から助成額を差し引いた額を支払うものとする。

2 助成決定者は、助成金の請求及び受領の権限について補聴器を購入した認定補聴器専門店へ委任するものとし、別記様式第 4 号（以下「請求書兼委任状」という。）に必要な記載及び署名又は記名押印をして速やかに当該認定補聴器専門店に提出するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第 9 条 前条第 1 項の規定により補聴器を販売した認定補聴器専門店は、請求書兼委任状を市長に提出するものとする。

2 市長は、請求書兼委任状の内容が適正であると認める場合は請求書兼委任状を提出した認定補聴器専門店へ助成金を交付するものとする。

（助成の取消し等）

第10条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他補聴器の助成が不相当と市長が認めるとき。

(台帳の整備)

第11条 市長は、助成の状況を明らかにした台帳を整備しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(申請書)

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(医師意見書)

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(決定通知書)

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(請求書兼委任状)

[別紙参照]